

○厚生労働省告示第九十七号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号及び第十項の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十一年三月二十六日

厚生労働大臣 根本 匠

改正後	改正前
<p>医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等</p> <p>一〇二十 (略)</p> <p>二十一 四一アミノ一〇一メチル葉酸(別名メトトレキサート)及びその製剤(ただし、次に掲げるものを除く。)</p> <p>イ 二・〇mg錠剤であって関節リウマチ及び関節症状を伴う若年性特発性関節炎に用いられるもの</p> <p>ロ 二・〇mgカプセル製剤であって次に掲げる疾病に用いられるもの</p> <p>(1) 関節リウマチ</p> <p>(2) 局所療法で効果不十分な尋常性乾癬</p> <p>(3) 関節症性乾癬、膿疱性乾癬及び乾癬性紅皮症</p> <p>(4) 関節症状を伴う若年性特発性関節炎</p> <p>二十二〇七十四 (略)</p> <p>七十五 四一〔七〕「六一シアノ一五一(トリフルオロメチル)ピリジン一三・イル」―八―オキソ一六―チオキソ一五・七―ジアザスピロ〔三・四〕オクタン一五―イル〕―二―フルオロ一N―メチルベンズアミド(別名アパルタミド)及びその製剤</p> <p>七十六〇百九十八 (略)</p> <p>百九十九 チサゲンレクルユーセル</p>	<p>医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品</p> <p>一〇二十 (略)</p> <p>二十一 四一アミノ一〇一メチル葉酸(別名メトトレキサート)及びその製剤(ただし、二・〇mg錠剤及び二・〇mgカプセル製剤であって関節リウマチ及び関節症状を伴う若年性特発性関節炎に用いられるものを除く。)</p> <p>二十二〇七十四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七十五〇百九十七 (略)</p> <p>(新設)</p>